明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律（一五）　二
〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二二〇）　二
○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二二一）　一〇
〔省　令〕
○国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する省令（**総務**五〇）　一〇
○国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**総務・財務**四）　一二
〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件（**内閣府**七七～二二八）　二六
○地域再生計画の変更を認定した件（**同**二二九～二六八）　三
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**九）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**一〇）　三
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（**同**一一）　三
○高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針を廃止する件（**総務**一七五）　三
○独立行政法人通則法第四十七条第一号の規定に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構に係る総務大臣の指定する有価証券を定める件の一部を改正する件（**同**一七六）　三
○道路に関する件（**東北地方整備局**一〇〇）　三
○道路に関する件（**近畿地方整備局**九七、九八）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十七年度予算等について報告（内閣）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定関係　六三

本号で公布された法令のあらまし

◇高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律（法律第一五号）（総務省）

1　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止することとした。（本則関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二二〇号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、和歌山県、大阪府、長崎県及び千葉県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は七、三一七万枚に改めることとし、一、〇〇〇円の貨幣は四五一万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二二一号）（総務省）

1　関係政令の整備

関係政令について所要の規定の整理をすることとした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。